

川口市告示第693号

建設工事「新郷東部公園園路改修工事」ほか12件について、一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）第4条の規定により告示する。

令和8年9月8日

川口市長 岡村 ゆり子

記

1 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

2 その他別表に定める入札参加資格要件等

1 で定める以外の入札参加資格要件、入札に参加できる者の形態及び次に掲げる項目のほか工事ごとに異なる事項については、工事ごとに別表に定める。

- (1) 設計金額（事前又は事後公表）
- (2) 総合評価方式の適用
- (3) 一抜け方式の適用
- (4) 週休2日制モデル工事の適用
- (5) 最低制限価格の設定
- (6) 調査基準価格及び失格基準価格の設定
- (7) 現場説明会の開催
- (8) その他特記事項等

3 入札及び契約手続きの中止等

入札及び契約の手続きの過程において、談合その他不正行為の疑いがある場合や、情報の漏洩、設計図書等に誤りがあった場合等、入札を公正に執行することが困難であるときは、入札の延期、中止又は落札者の決定を保留もしくは入札を取りやめることがある。

また、工事の性質等により、入札の執行条件（補正予算の成立や本体工事の入札の執行状況（付帯工事の場合）等）を設定する場合は、工事ごとに別表に定める。

4 配置技術者の資格要件

配置する技術者は、その者が在籍する法人と告示日の3か月前から恒常的な雇用関係にあること。

5 配置技術者等の兼務

技術者の専任を要する工事における配置技術者や現場代理人等の兼務を希望する場合は、別に定める規程に従って所定の手続きを行うこと。

兼務となるにもかかわらず、所定の手続きを行わなかった場合又は兼務が認められないことを理由として技術者を配置できないこととなった場合は、入札の無効として取扱うこととし、「虚偽記載」又は「不正又は不誠実行為」として入札参加等停止措置の対象とする。

6 設計図書の閲覧

設計図書等については、入札情報公開システム上でダウンロードし、閲覧するものとする。なお、容量制限により入札情報公開システムに掲載できない案件については、川口市ホームページ上で掲載するものとする。

7 入札参加申請

工事ごとに別表に定める期間内において、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子

入札共同システム」という。) 上で入札参加申請を行うこと。なお、一抜け方式の場合は、対象工事のうち入札を希望する全ての案件について、それぞれの入札参加申請を行うこと。

(電子入札共同システム稼働時間：土曜日、日曜日、祝日を除く、
午前 8 時 30 分～午後 8 時)

8 質問の受付及び回答

入札参加申請、設計図書及び総合評価方式に関する質問は、市所定の様式の質疑応答書を使用し、工事ごとに別表に定める期間内において、原則電子入札共同システムで行うこと。なお、電子入札共同システムの仕様上、質問内容は質問提出者以外も参照できるため、質問の題名、質問要求内容及び質疑応答書（ファイル名を含む）には、特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入しないようにすること。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも、設計図書に関する質問の回答期限までに発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札期間等

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 入札期間 | 工事ごとに別表に定める。 |
| (2) 開札日時 | 工事ごとに別表に定める。 |
| (3) 開札場所 | 川口市役所第一本庁舎 4 階契約課（川口市青木 2－1－1） |

10 一抜け方式

一抜け方式による競争入札とは、対象とする複数の工事において、あらかじめ落札決定順位を定めておき、落札決定順位上位の案件から順に落札決定する入札方式をいう。また、落札決定順位上位の案件で落札者となった者は、以後の落札決定順位下位の案件において落札者となることはできない（入札を行っている場合は無効として取扱う。）こととする。

その他の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一抜け方式を適用する場合は、その対象工事及び落札者決定順位について、別表に定める。
- (2) 入札の参加者が 1 者のみの場合又は一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において、当該入札の参加者が 1 者以下となる場合は、当該入札の競争性確保のため、一抜け方式を適用しない。
- (3) 一抜け方式を適用した案件で建設工事共同企業体等（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、以後の落札決定順位下位の工事等においては、当該共同企業体及び共同企業体のすべての構成員の入札を無効とする。
- (4) 落札決定順位上位の一部の入札案件が、中止又は入札の不調若しくは不落等により取りやめとなった場合は、以後の落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。
- (5) 順位表内の入札案件において、入札手続の延期等があった際は、当該入札案件以降の入札手続も同様とする場合がある。

- (6) 落札決定順位上位の案件が、落札決定後に契約の不締結又は契約が解除された場合であっても、その理由に関わらず落札決定順位下位の案件の落札決定には影響しないものとする。

1 1 入札方法及び注意事項（総合評価方式を除く）

- (1) 入札は、定められた期間に原則として電子入札共同システム上で行うこと。
- (2) 入札は1回までとする。ただし、設計金額を事後公表とする工事の場合は、2回までとする。
- (3) 発注者が指定した入札金額積算内訳書を、入札書提出の際に添付すること（2回目の入札の場合を除く。）。
- (4) 入札価格が、最低制限価格又は失格基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該入札をした者を失格とする。
- (5) 設計金額を事後公表とする工事において2回目の入札を行う場合は、1回目の入札に参加しない者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、参加することができない。
- (6) 入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (7) 落札候補者となるべき価格について同価の入札が2以上あったときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 2 入札方法及び注意事項（総合評価方式の場合）

- (1) 総合評価方式の実施については、「川口市総合評価方式活用ガイドライン」及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。
- (2) 入札は、定められた期間に原則として電子入札共同システム上で行うこと。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
- (3) 入札は1回までとする。ただし、設計金額を事後公表とする工事の場合は、2回までとする。
- (4) 発注者が指定した入札金額積算内訳書及び自己採点申請書（自己採点方式の場合に限る。）を、入札書提出の際に添付すること（2回目の入札の場合を除く。）。
- (5) 入札価格が、失格基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該入札をした者を失格とする。
- (6) 設計金額を事後公表とする工事において2回目の入札を行う場合は、1回目の入札に参加しない者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、参加することができない。
- (7) 算出した評価値が最も高い者を落札候補者と見なし、当該落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査及び総合評価の技術資料の評価（以下「審査及び評価」という。）を行う。ただし、当該落札候補者に対する入札参加資格の

有無及び総合評価の技術評価点を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し審査及び評価に必要な資料の提出を依頼する場合がある。

- (8) 評価値が最も高い者が2人以上いるときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (9) 落札候補者について審査及び評価の結果、入札参加資格を満たすこと、かつ、評価値が最高点であることが確認されたら、落札者として決定する。
- (10) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1.5 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示（別表を含む。以下同じ。）に示す入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者氏名・担当者氏名・連絡先」の記載がない入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 連合（談合）等による不正行為をした者の入札
- (6) 積算に関する情報を、他の入札参加者に提供又は漏洩したと認められる者の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 2以上の意思表示をした者の入札
- (9) 電子メール、電話、ファクシミリ等による入札
- (10) 設計金額を超える入札（設計金額を事後公表とする工事を除く。）
- (11) 入札金額積算内訳書の内容に不備があった入札
- (12) 入札参加申請及び設計図書に関する質問内容等に特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入した者の入札
- (13) この告示に示す事項その他入札に関する条件に違反した入札

1.6 入札参加資格の審査に必要な書類の提出

落札候補者は、落札候補者決定後速やかに※、工事ごとに別表に定める書類を以下LoGoフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により川口市役所契約課に提出しなければならない。なお、LoGoフォームによる提出が難しい場合は、持参又は郵送により提出すること。

※ 遅くとも落札候補者決定の通知をした日から起算して原則として2日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く）以内とする。

1 7 入札参加資格の審査

(1) 一抜け方式の適用等他の案件の影響を受ける案件の場合

発注者は、一抜け方式を適用した工事など他の案件の入札執行状況の影響を受ける案件の場合は、それらすべての案件に係る入札参加資格の審査に必要な書類の受領日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に入札参加資格の審査を行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

(2) その他の場合

発注者は、入札参加資格の審査に必要な書類の受領日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に入札参加資格の審査を行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

1 8 一抜け方式における入札参加資格審査の迅速化

一抜け方式の場合は、落札者決定までの日数を短縮するため、「一抜け方式対象工事順位表」の落札決定順位2（以下「工事2」という。）以降の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札をした工事の落札者を決定する前から行う。この場合、当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なし、入札参加資格審査の対象とする。このため、工事2以降の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては、落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。

1 9 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

発注者は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者※を落札者と決定するものとする。ただし、総合評価方式（技術提案型）の場合は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことを確認したうえで、技術資料の評価結果について審査委員会の承認を得られたときに、落札候補者を落札者と決定するものとする。なお、入札参加資格を満たしていないことが確認された落札候補者の入札及び落札決定までに本告示に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった落札候補者の入札は無効とする。

※ 調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行が可能でないおそれがあると認められる場合の基準となる価格）を設定する工事で、調査基準価格を下回る価格で落札候補者となった場合は、調査の結果、適切な履行が可能と認められた場合に限る。

2 0 落札候補者のした入札が無効となった場合の手続

発注者は、落札候補者のした入札が無効となった場合（この20の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札候補者を決定するものとする。この場合における「入札参加資格の審査に必要な書類の提出」、「入札参加資格の審査」、「一抜け方式における入札参加資格審査の迅速化」及び「落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定」については、16から19までを適用する。

2 1 落札失効

落札決定があった後に、落札者の入札が無効となったときは、落札の決定は失効する

こととする。

2 2 契約の時期

落札決定の通知日から7日以内に契約を締結する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約（予定価格200,000,000円以上の工事）については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、市議会の議決を得たる日から本契約の効力を有するものとする。

2 3 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

2 4 支払条件

(1) 前金払

する。（規則第27条の規定による。）

(2) 中間前金払

する。（規則第27条の規定による。ただし、部分払を選択している場合は支払いしない。）

(3) 部分払

する。（中間前金払を選択している場合は支払いしない。ただし、複数年契約の場合を除く。）

2 5 異議の申立て

入札者は入札後、規則、約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2 6 契約の条項等

契約の条項等は、川口市ホームページ上において随時閲覧することができる。

2 7 その他

入札参加資格を満たさないとされた者及び総合評価方式による入札において落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

2 8 問い合わせ先

川口市理財部契約課工事契約係

電話（直通） 048（258）1237

【令和8年9月版】

工事名		新学校給食センター建設工事のうち空調設備工事
工事場所		川口市大字赤山字山王町77-2他
工事期間		契約締結日から令和10年12月28日まで
業種		管工事業
設計金額		895,840,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
工事担当課		電気設備課
工事概要		本工事は、新学校給食センター建設工事に伴う空調設備工事である。 1) 空気調和設備 2) 換気設備 3) 自動制御設備
参加形態		・単体企業 ・2者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）。ただし、1者が同時に複数の特定企業体の構成員となることはできない。
参加資格要件	単体企業及び特定企業体の構成員の共通資格要件	・告示日現在、令和7・8年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、管工事業の登録があり、その等級がA級に格付けされている者であること。
	単体企業の資格要件	・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・建設業法第3条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。 ・<u>管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、1級管工事施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。</u>
	特定企業体の代表構成員の資格要件	・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者又は準市内業者</u>であること。 ・建設業法第3条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。 ・<u>管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、1級管工事施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。</u> ・出資比率は、構成員中最大であること。
	特定企業体の代表構成員以外の構成員の資格要件	・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・<u>1級又は2級管工事施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。</u> ・出資比率は、30%以上であること。
配置予定の技術者		（1）配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を入札参加資格の審査書類に記載すること。 （2）落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 （3）本工事は、建設業法第26条第3項第1号、第2号の規定の適用を受ける

	監理技術者等の配置を認める。 (4) 契約締結後、工事着手日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への設置を要しない。 (5) 低入札価格調査を経て契約する場合若しくは特定企業体が受注する場合に配置する技術者の取扱いについては、川口市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱等の関係規定に基づき、現場代理人との兼務を認めない。
総合評価方式	適用しない
一抜け方式	適用する 一抜け方式対象工事順位表 1.新学校給食センター建設工事のうち衛生設備工事 2.新学校給食センター建設工事のうち空調設備工事 3.鳩ヶ谷庁舎改修工事
週休２日制モデル工事	本工事は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和８年３月版）の「週休２日制モデル工事（現場閉所型（完全週休２日Ⅰ型）」の試行対象工事である。
情報共有システム活用工事	対象としない
電子納品対象工事	対象としない
最低制限価格	設定する
調査基準価格及び失格基準価格	設定しない
現場説明会	開催しない
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和８年１０月２日（金）午後４時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期限 ・回答の閲覧期間	告示日から令和８年９月１７日（木）午後４時まで 令和８年９月２５日（金） 回答の日から令和８年１０月１９日（月）午後４時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期限 ・回答の閲覧期間	告示日から令和８年１０月２日（金）午後４時まで 令和８年１０月７日（水） 回答の日から令和８年１０月１９日（月）午後４時まで
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和８年１０月８日（木）午前９時から 令和８年１０月１９日（月）午後４時まで 令和８年１０月２０日（火）午前９時３０分 <u>本件は、下記入札案件が中止、不調等となった場合は、本件の開札を中止する。</u>

	<u>また、下記の入札の落札者が決定しなかった場合には、本入札を取りやめる。この場合、本入札等に要したすべての費用について川口市に請求することができず、本入札参加者の負担となるので注意すること。</u> ・「<u>新学校給食センター建設工事のうち建築工事</u>」 ・「<u>新学校給食センター建設工事のうち電気工事</u>」 ・「<u>新学校給食センター建設工事のうち空調設備工事</u>」 ・「<u>新学校給食センター建設工事のうち衛生設備工事</u>」
入札参加資格の審査に必要な書類 <u>※落札候補者のみ</u>	・別添「落札候補者必要書類の提出について（新学校給食センター建設工事のうち空調設備工事）」参照 ・開札後、落札候補者にはメール（登録が無い場合は電話又はFAX）で通知する。
契約の締結の方法 <u>※落札者のみ</u>	本工事は、電子契約対象案件である。 落札者は「電子契約締結の流れ」に従い、落札者決定後速やかに「落札者必要書類の提出について」に記載の書類を提出すること。